

男鹿市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号に基づき、公示する。

令和7年3月31日

男鹿市長 菅 原 広 二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人 男鹿偕生会	地域密着型生活介護 わだつみ 男鹿市脇本脇本字大石館90 番地1	令和7年3月31日	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護
		廃止年月日	
		令和7年3月31日	